

あいざわ圭一郎の地域だより

あい ざわ

埼玉県議会議員

2020年 Vol.38

逢澤圭一郎



県政報告

逢澤圭一郎

県政調査事務所

三郷市早稲田2-8-5-101

TEL 048-949-6901

FAX 048-949-6902

発行:埼玉県議会自由民主党議員団

県議会6月定例会報告

新型コロナ“第2波”に備え過去最大の補正予算

一般会計補正予算 **1,591億8,554万円**を議決!!



一般質問に立ち
新型コロナ対策
強化を提言!!

県議会6月定例会では一般質問に登壇し、「新型コロナウイルス感染症対策について」など、3項目10件について質問・提言をしました(6月23日)。

県議会6月定例会は6月15日から7月3日にかけて開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策と第2波への備えを盛り込んだ一般会計補正予算【第5号】107億4,118万1千円及び【第6号】1,484億4,435万9千円】の計上等を議決しました。(令和2年度一般会計累計額:2兆1,770億3,002万6千円)

その内訳は、【第5号】補正予算は、中小企業に対する支援として「新型コロナウィルス感染症対応資金^{*1}」及び「経営安定資金^{*2}」融資枠を拡大するために56億2,690万円、子供たちの学びの機会を確保するため、県立学校のICT環境の早期整備のために9億3,192万9,000円が計上されています。【第6号】補正予算は、国の第2次補正予算に対応したもので、県内の中小企業や個人事業主が対象の家賃支援として約120億2,354万円等が盛り込まれています。

6月定例会ではさらに、本会議場での3密を防ぐため、採決時以外は出席議員を3分の2にし、3分の1の議員は別室で審議をする体制にした他、私たち自民党県議団が提案した、県の新型コロナウイルス対策を検証するための特別委員会の設置を決めています。

県議会6月定例会 補正予算【第5号】【第6号】の主な事業(抜粋)

事業名	金額(千円)	事業概要
中小企業・個人事業主等に対する家賃への支援(産業労働部)	12,023,547 【第6号】補正予算	厳しい経営状況に置かれている県内中小企業や個人事業主等に家賃支援金を支給(賃借人・賃貸人に支援)
中小企業に対する資金繰り支援(産業労働部)	5,626,900 【第5号】補正予算	県制度融資枠(新型コロナウイルス感染症対応資金と経営安定資金)を拡大
児童福祉施設等における感染拡大防止対策支援(福祉部)	2,941,564 【第6号】補正予算	感染拡大防止のための備品・衛生用品等の購入経費及び感染症対策等に関する派遣始動・相談窓口設置等にかかる経費を補助
ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給(福祉部)	544,050 【第6号】補正予算	収入の減少や子育て負担の増加が生じているひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給
介護・障害福祉サービス等に対する感染症対策・再開支援(福祉部)	29,715,945 【第6号】補正予算	介護・障害福祉サービス等を提供する事業者の感染症対策やサービス再開に向けた経費を補助。またサービス継続に従事した職員に慰労金を支給
検査体制の強化(保健医療部)	1,455,276 【第5号】補正予算 80,839,406 【第6号】補正予算	抗原検査の保険適用承認に伴う公費負担、PCR検査の民間委託及び民間検査機関のPCR検査機器整備への助成、発熱外来PCRセンターの検査体制の拡充、医療機関等への感染防護具等の追加配布、入院医療機関の病床確保等への支援、医療機関・薬局等の感染防止対策、医療従事者等への慰労金の支給等
県民相談体制の強化(保健医療部)	1,166,666 【第6号】補正予算	県民サポートセンターの継続、帰国者・接触者相談センター業務の都市医師会への委託継続等
妊産婦への総合的な支援(保健医療部)	830,982 【第6号】補正予算	妊産婦への寄り添い型支援、分娩前PCR検査費用の助成、PCR検査を実施する産科医療機関の設備整備への助成等
市町村事業への助成(保健医療部)	1,045,000 【第5号】補正予算 1,045,000 【第6号】補正予算	国からの「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し市町村が実施する感染拡大防止や医療対峙の整備等へ助成【第5号】及び、負担率が国10/10に拡大されたことに伴う増額【第6号】
学校教育総合支援事業(教育局)	101,472 【第5号】補正予算 1,971,200 【第6号】補正予算	臨時休業にともなう学習の遅れを解消するため、学習指導員を配置する市町村へ補助を実施

※1=埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金については、埼玉県庁産業労働部金融課企画・制度融資担当☎048-830-3801へご相談ください。 ※2=経営安定資金はじめ、経営あんしん資金については、三郷市商工会またはお取引のある金融機関へご相談ください。



県議会6月定例会一般質問(令和2年6月23日)

新型コロナ対策について質問・提言

一般質問全項目(令和2年6月23日)

- 新型コロナウイルス感染症対策について……(知事)
 - 有事の際の県と市町村との情報共有・連携について
 - 避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)について
- 障がい者が安心して暮らせる入所施設及びグループホームの整備について……(福祉部長)
 - 今後の入所施設の整備計画について
 - グループホームの支援体制の確保について
 - グループホームで従事する職員の研修の在り方及び職員配置加算について
 - 身体障がい者対応のグループホームの整備について
 - 地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターの一体整備について
- コミュニティ・スクールの推進について……(教育長)
 - 小中学校の現状について
 - 中学校区単位での取組の推進について
 - 高等学校の現状と課題及び今後の取組について

県議会6月定例会で行った一般質問では3項目10件について、県の施策を質(ただ)し提言・要請を行いました。その中から今号は「新型コロナウイルス感染症対策について」を掲載します。ご意見や感想などをいただければ幸いです。

(1)有事の際の県と市町村との情報共有・連携について

①個人情報を含む情報の共有化について

三郷市は、6月23日現在までに10名の方が陽性と公表されていますが、住所が三郷市にあっても、勤務地が都内であるなどの場合には、感染例として埼玉県から発表されない例もあり、市では対応に苦慮されたと聞いています。また、感染された方のその後の経過が発表されていないことから、何名の方が治療または療養中であるか分からないという点も挙げられます。緊急時には様々な情報が錯綜する中で、県も市町村も行政は事実を見極め対処することが求められます。当該市町村に関することについては、責任者である市町村長と十分な情報共有をすることが不可欠との考えから、知事の見解を聞きました。

知事は、「患者発生時に各市町村の担当部署に速やかに情報提供してきた」「5月13日には市町村に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市町村が県に情報提供を求めることができるとともに、県個人情報保護条例に

基づき個人情報を厳格に管理するよう通知した」との答弁でした。

個人が特定できない範囲では情報が不足しているというのが、市町村の切実な声です。個人情報保護については、市担当部署に限ること、本人の同意をもらうという選択肢もあります。当事者を含めた中で市民の安心・安全を確保する責務は市町村にもあるため、十分な情報共有は欠かせないものであります。ちなみに保健所設置権者である、川越市、川口市、越谷市には個人が特定できる情報も共有されていますが、その他の市町村には共有されていません。

②宿泊施設借上げの情報提供について

宿泊施設の借上げについて、県から三郷市に情報提供があったのは4月27日で、公表されたのが4月28日でした。先方との協議もあり、市への情報提供は煮詰まってからというのは分かりますが、情報提供が前日で、あまりにも唐突な発表だったと受け止めています。

地元市民が最初に問い合わせをするのは県庁ではなく、それぞれの市役所であり、この一連の流れについて、知事はどのように捉えているのが質問しました。

知事は「『東横NNつくばエクスプレス三郷中央駅』については、最終的に交渉がまとまった直後の4月27日に三郷市に情報提供をした上で、翌日に記者発表をした。ご理解願いたい」との説明でした。

非常事態の時こそ、県と市町村は地方行政のイコールパートナーという意識を持つ中で適切な役割分担をし、それぞれの自治体の現状、県民の声を的確に捉えながら対処していくこと、これが先手を打ち被害を最小限に留めること、風評被害をなくすことに繋がると私は考えます。市町村との情報共有・連携の在り方については、さらなる議論が必要だと感じており、今後もスピード感をもって取り組んでまいります。

(2)避難所の運営に関する指針(新型コロナウイルスに対応したガイドライン)について

①自宅療養者への連絡及び避難誘導について

県のガイドラインには、自宅療養等を行っている軽症者等の対応について、「自宅療養者には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は当該保健所に連絡するように周知する。自宅療養者は、管轄する保健所の指示により、ホテル等の宿泊療養施設へ避難する」と記載されています。

仮に大災害が発生した場合、自宅療養者の方々が避難が必要と判断した場合は、管轄の保健所に連絡をしますが、停電で連絡が取れない場合はどうしたらよいのでしょうか。近年の災害を振り返りますと、地震であっても風水害であっても広範囲で長期間に渡る停電がつきものです。また、県内には宿泊療養施設が数カ所しかないうえ、市町村をまたいでの避難は現実的とは思えません。自宅療養者への連絡及び避難誘導について、どのように対応していくのが知事の考えを聞きました。

知事は「自宅療養者には保健所が健康観察を行い、避難が必要な場合には、県調整本部を通じて移送先のホテルを決定した上で、保健所が移送する」「浸水

や土砂災害の危険性のある地域にお住まいの方には、危険性が高まったときにはホテルに避難することを事前に、保健所と患者本人との間で合意形成している。台風が最も接近する48時間前には、可能な限り早期の段階でホテルに移送を行う」「大地震発生の場合には、保健所から自宅療養者にアプローチして安否確認をし、必要に応じて避難先のホテルへ移送する」との説明でした。



②自宅療養者専用の臨時避難所設置について

4月7日に国から通知された「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」では、自宅療養者の避難の検討について、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討することとなっていますが、市町村の取るべき対応が示されていません。自宅療養者の方が指定避難所に避難することは感染症拡大の観点からは望ましいことではありませんが、どうしてもなく指定避難所に駆け込んで来ることもあるかもしれず、やはり市町村との情報共有は欠かせません。自宅療養者を市町村が把握していれば、指定避難所にいる職員が市町村の災害対策本部の指示を受け、適切に対処することが可能となります。

そこで、医師会や管轄の保健所と協議の上、市町村もしくは郡市医師会のエリアごとにせめて1カ所は、自宅療養者の方など避難できる専用の臨時避難所を設けるべきと考えます。広島県が策定したガイドラインには、自宅療養者の対応は、一般の避難所とは別の避難先、避難に関する事前の周知方法、避難支援の役割分担・手順及び連絡体制等について、市町村が管轄の保健所との間で事前に協議を行うことと明記されています。今後、第二波が起こりうることも考え、知事の賢明な判断を求めました。

知事は「医師や看護師がいる県のホテル療養施設に避難することが適切と考える」「専用のスペース、トイレなどを確保することなどを前提に、一時的に市町村が運営する避難所で受け入れることを想定もしている」「市町村が一時的避難所を整備する意向がある場合には、名前を含めた個人情報の提供について判断していきたい」とのこと、県のこれまでの方針を繰り返すだけでした。

緊急事態宣言下においても、千葉県や茨城県を震源地とした地震が数回起きていることから、避難所の体制整備は早急に取り組みなければなりません。三郷市の管轄保健所は草加保健所ですが、大震災が起きた場合、保健所だけで本当に対応できるのでしょうか。今後は、6月定例会で設置を決めた「県の新型コロナウイルス対策を検証するための特別委員会」でさらなる議論を深め、県民のための対策強化が進むよう取り組んでまいります。